令和８年度都区財政調整協議結果（速報）

Ⅰ.令和８年度都区財政調整

１　令和８年度当初フレーム

【対前年度当初比較】　（単位：億円）

区　分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
８当初	16,542	29,330	12,788	816
７当初	15,097	27,301	12,204	779
比　較	1,446	2,029	584	37

※端数調整の関係により、縦横計等一致しない場合がある。

２　協議課題の調整内容

特別区相互間の財政調整

項　　目	都	区	合計
１．最終的な提案数	**１２**	**４４**	**５６**
(1)当初提案	１２	４３	５５
(2)追加提案		(※) １	１
２．調整項目数	**７**	**３０**	**３７**
(1)新規算定		７	７
(2)算定充実	１	８	９
(3)事業費の見直し	６	１	７
(4)算定方法の改善等		１３	１３
(5)財源を踏まえた対応		１	１
３．協議が整わなかった項目	**５**	**１４**	**１９**

※　財源を踏まえた対応(公共施設改築工事費の臨時的算定)

①　新規算定（７項目、６７億円）

おくやみコーナー運営事業費、高校生等医療費助成事業費、予防接種費(帯状疱疹)、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））、【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）　など

②　算定充実（９項目、１５１億円）

男女共同参画事業費、子ども医療費助成事業費、母子保健指導費（両親学級)、道路認定事務費、【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）　など

③　**事業費の見直し（７項目、△８億円）**
区民関係等事務費（人権擁護員）、区民関係等事務費（調査委託料）、
予防接種助成事業費（帯状疱疹ワクチン）　など

④　**算定方法の改善等（１３項目、１３億円）**
区立施設定期点検調査費、第一子無償化への対応、【態容補正】農業振興経費、
衛生総務費（自動体外式除細動器（ＡＥＤ））、私立幼稚園施設型給付費、
作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）、
投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映　など

⑤　**財源を踏まえた対応（１項目、２，４９０億円）**
公共施設改築工事費の臨時的算定

⑥　**協議が整わなかった項目（１９項目）**
ガバメントクラウド関連経費、民生委員・児童委員活動費、文化財保護普及事業費、
副食費の無償化（保育所等）、住宅対策費（住宅セーフティネット関連経費）、
都区連携経費　など

３　都区財政調整協議会幹事会における主な調整内容

（１）基準財政需要額の調整項目

①　投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

＜区側の主な見解＞

○　令和７年度財調協議の投資的経費の見直しで、標準事業規模等を再設定した24施設の維持管理運営費について、区の実態を反映するための算定の見直しを提案

○　各施設の経費は、施設の直営・委託比率や固定比率などを踏まえながら、各区の実態に基づき算出した１㎡あたり単価に標準事業規模を乗じることで設定

＜都側の主な見解＞

○　標準事業規模について、投資的経費の見直し時の調査結果と、今回の調査結果で大きな差が見られる施設は、見直しが必要

○　公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、その管理は公園全体で一体的に行われていることから、公園維持管理費と一体的な見直しを検討すべき

○　この他、各施設の個別経費についても精査が必要

＜結果＞

○　都側の見解を踏まえ、以下の修正案を区側から提示

・標準事業規模について、今回の調査結果に基づき分析を行い、改めて設定するとともに、各施設の個別経費についても精査

・公園内の公衆便所に係る維持管理経費について、区側としても公園全体で一体的な管理が行われている実態を認識しているため、次年度以降、公園維持管理費と一体的な見直しの検討を実施

⇒　区側修正案に沿って整理

② 高校生等医療費助成事業費

＜区側の主な見解＞

○ 本事業の財源について、令和 7 年度の都区の「協議の場」における合意に基づき、令和 8 年度以降の都補助金の補助率が 2 分の 1 となったことを踏まえ、新たに発生する区負担分の新規算定を提案

○ あわせて、同「協議の場」において、引き続きの課題と整理された、一部自己負担金の区負担分について、全区で区の負担として実施している実態を踏まえ、新規算定を提案

＜都側の主な見解＞

○ これまでの協議における整理を踏まえ、区負担分 2 分の 1 については、新規に算定することで合意したい

○ 一部自己負担金の区負担分については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であり、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべき

＜結果＞

○ 本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域のサービス水準であるとの区側の考えに変わりはないが、区負担分 2 分の 1 について合意するため、都側の見解を踏まえ、一部自己負担金相当額を設定した修正案を区側から提示

⇒ 区側修正案に沿って整理

③ 財源を踏まえた対応

調整税等の動向及び財調財源の状況を踏まえ、区側から、令和 8 年度に限り、公共施設改築工事費の臨時的に追加算定することを提案し、提案に沿って整理

④ その他の調整項目

≪基準財政需要額のあり方≫

＜区側の主な見解＞

○ 財調制度における基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも広く、財調制度が 23 区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政需要を捕捉することができることや、地方交付税制度において一定の単独事業が算定されていることを踏まえると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定すべき

○ 基準財政需要額における「合理的かつ妥当な水準」について、財調制度が都と特別区のみで適用される制度であることを踏まえると、特別区域で普遍的に実施されているものは、特別区の実態として、国や都が示した基準以上に捕捉すべき

＜都側の主な見解＞

○ 財調上の「合理的かつ妥当な水準」は、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断していくもの

○ 国や都の基準よりも上の水準の需要を算入する場合は、「大都市需要」として論理的に説明できることが必要

＜結果＞

○ 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができなかったが、財調制度の共通理解を深めるため、引続き協議をしていく

（２）都区財政調整協議上の諸課題

①　特別交付金

（ｉ）交付率の変更等

＜区側の主な見解＞

○ 特別交付金の算定の予見性、透明性・公平性の向上や事務負担軽減を図るため、以下の実態に合わせた交付率の変更等に係る算定の改善を提案

・算定項目「Ｃ－ウ　その他特別の事情」について、現在示されていない交付率を、「原則４分の１」と明示するとともに、交付率の引上げの目安を作成し明示

・算定項目「Ｂ－エ　特別区の需要としては普遍性がないとの理由により、普通交付金に算定されていない財政需要」について、原則の交付率を算定事業の「2分の1」から「3分の2」に変更

＜都側の主な見解＞

○ 交付率の変更等の検討では、景気後退時の調整税等の減収局面も考慮する必要があり、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではない

○ 交付率の引上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであるため、あらかじめ目安を作成し明示するものではない

＜結果＞

○ 今回の協議では、都区双方の見解を一致させることができなかった。都側の見解も踏まえ、今後、区側において検証をしていく

（ⅱ）算定項目「Ｃ－イ」の算出方法の変更

＜区側の主な見解＞

○ 算定項目「Ｃ－イ　普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、財調単価による算定額と実績額に乖離が生じていること、昨今の建築資材の高騰等による影響を踏まえ、現行の財調単価による算定と実績額による算定を比較して、いずれか少ない額で算定する算出方法を、実績額による算定に見直すことを提案

＜都側の主な見解＞

○ 「Ｃ－イ」の算出方法が、都区で合意したルールに則り、各区の事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえると、何故調整を行う必要がなくなったのか明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではない

○ 昨今の建築資材の高騰等による影響については、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべき

＜結果＞

○ 社会・経済情勢の変化や建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を踏まえると、実績額で算出する方法が、今日的な手法として妥当であるという区側の考えに変わりはないが、現下の状況を看過することができないことから、都側の見解を踏まえ、事業終了年度に申請初年度から事業終了年度までの平均財調単価を基に精算する修正案を区側から提示

⇒ 区側修正案に沿って整理

（ⅲ）来年度以降の対応

○ 特別交付金の割合が6%になった後の算定結果が明らかとなることを踏まえ、算定ルールの見直しについて、引き続き協議していくと主張

② 都市計画交付金

＜区側の主な見解＞

○ 特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう以下の内容について、具体的に協議すべきと提案

・都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保

・全都市計画事業の交付対象化

・交付率の上限撤廃

・都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善

・都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示

＜都側の主な見解＞

○ 特別区における都市計画事業の円滑な実施は、重要と考えており、これまでも、各区に都市計画事業の実施状況や課題等を伺い、必要な予算額を確保してきた

○ 今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況等を勘案しつつ、適切に対応していく

＜結果＞

○ 都側から従来の主張が繰り返され、前向きな見解が示されず、踏み込んだ議論に至らず

（３）今後の協議

財調制度の原資となる固定資産税等の貴重な財源を奪おうとする不合理な税制改正の動きに対応していく必要性を共有し、財調制度の適切な運用に向けて取り組んでいくことを確認

Ⅱ. 令和７年度都区財政調整再調整

１　令和７年度再調整フレーム

【当初算定との比較】　（単位：億円）

区　　分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金	特別交付金
７再 調 整	15,097	－	12,617	805
７当初算定	15,097	26,903	12,140	779
比　　較	0	－	477	26

※再調整における、基準財政需要額は調整中である。

２　協議課題の調整内容

当初算定時の算定残約 64 億円が、その後の調整税等の税収見込の増により約 477 億円となった。このため、次の６項目により再調整を実施することとなった。

①共同生活援助等事業費
共同生活援助等事業に係る経費について、見直して算定する。

②第一子無償化への対応
令和７年９月から開始した第一子無償化に伴い、分担金及び負担金等を見直して算定する。

③予防接種費（新型コロナウイルス）
令和７年度より国庫補助が廃止になったこと等を踏まえ、特定財源を見直して算定する。

④標準給単価等の見直し
特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえ、標準給単価等を見直して算定する。

⑤首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費
発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時に避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定する。

⑥義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外
義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わないこととして算定する。

Ⅲ．令和8年度都区財政調整財源見通し

（単位：百万円、％）

区分		令和7年度再調整			令和8年度フレーム		
		R7当初見込 ①	増減額	増減率	R8フレーム ②	対R7当初 増減額(②-①)	対R7当初 増減率
調整税等	固定資産税	1,515,905	649	0.0	1,540,360	24,455	1.6
	市町村民税法人分	697,861	72,745	10.4	767,871	70,010	10.0
	特別土地保有税	10	0	0.0	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	97,720	5,099	5.2	102,386	4,666	4.8
	固定資産税減収補填特別交付金	37	0	0.0	0	△ 37	皆減
	調整税等合計	2,311,533	78,493	3.4	2,410,627	99,094	4.3
総額	交付金総額　56%	1,294,458	43,956	3.4	1,349,951	55,493	4.3
	精算額	3,822	0	－	10,437	6,615	－
	合　計	1,298,280	43,956	3.4	1,360,388	62,108	4.8
	普通交付金　94%　A	1,220,384	41,319	3.4	1,278,765	58,381	4.8
	特別交付金　6%	77,897	2,637	3.4	81,623	3,726	4.8
基準財政収入額	特別区民税	1,078,926			1,169,339	90,413	8.4
	環境性能割	279			59	△ 219	△ 78.7
	軽自動車税　種別割	3,755			－	△ 3,755	皆減
	軽自動車税	－			3,818	3,818	皆増
	特別区たばこ税	65,541			68,540	2,999	4.6
	鉱産税	0			0	0	－
	特別区税計	1,148,501	0	0.0	1,241,757	93,257	8.1
	利子割交付金	12,082			9,538	△ 2,544	△ 21.1
	配当割交付金	29,496			29,462	△ 34	△ 0.1
	株式等譲渡所得割交付金	35,911			59,206	23,295	64.9
	地方消費税交付金	251,965			284,609	32,643	13.0
	ゴルフ場利用税交付金	42			42	0	0.6
	環境性能割交付金	4,778			0	△ 4,778	皆減
	地方特例交付金	4,948			8,955	4,007	81.0
	計	1,487,722	0	0.0	1,633,568	145,846	9.8
	その他の譲与税等	16,845	－	－	16,539	△ 306	△ 1.8
	合　計	1,504,567	－	－	1,650,107	145,540	9.7
	特別区民税特例加減算額	△ 18,020	－	－	△ 22,002	△ 3,982	－
	地方消費税交付金特例加算額	23,127	－	－	26,123	2,996	13.0
基準財政収入額合計　B		1,509,674	－	－	1,654,228	144,553	9.6
基準財政需要額合計　C’（合意後）		2,730,058	－	－	2,932,993	202,934	7.4
基準財政需要額合計　C		2,730,058	－	－	2,661,589	－	－
財源過不足額(A+B-C)		－	41,319	－	271,404	－	－
	当初算定残 D	－	6,410				
	財源過不足額(A+B-C)+D	－	47,729	(再調整額)			

※上記表は、第4回財調幹事会及び第3回財調協議会における都側説明および都側聞き取り調査により作成したものである。
※計数整理の結果、変動することがある。また、端数処理の関係により縦横計等一致しない場合がある。
※基準財政需要額合計　C’（合意後）は、第2回財調協議会合意後の数値を反映している。

令和８年度都区財政調整　新規算定項目・改善項目等

Ⅰ　令和８年度当初フレームにおける協議課題の整理一覧

１．新規算定　　７項目

○おくやみコーナー運営事業費
○高齢者見守り推進事業費
○子供食堂推進事業費
○高校生等医療費助成事業費
○予防接種費（帯状疱疹）
○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（脱炭素化関連））
○【小・中学校費】学校職員費（校内別室指導支援員）

２．算定改善等　　２９項目

＜算定充実＞　　９項目

○男女共同参画事業費
○公金取扱手数料（指定金融機関業務経費）
○共同生活援助等事業費
○子ども医療費助成事業費
○母子保健指導費（両親学級）
○道路認定事務費
○【小・中学校費】学校運営費（電気料・ガス料・水道料）
○【小・中学校費】学校法律相談事業費
○日本語適応指導事業費

＜事業費の見直し＞　　７項目

○区民関係等事務費（人権擁護員）
○区民関係等事務費（調査委託料）
○【投資・密度補正】老人福祉費
○予防接種助成事業費（帯状疱疹ワクチン）
○総務管理費（産業医報酬）
○【投資・態容補正】まちづくり事業費（防災生活圏促進事業）
○【投資・態容補正】まちづくり事業費（都市再生総合整備事業）

＜算定方法の改善等＞　　１３項目

○指定管理者選定等経費
○区立施設定期点検調査費
○第一子無償化への対応
○私立保育所施設型給付費等
○衛生総務費（自動体外式除細動器（ＡＥＤ））
○予防接種費（高齢者肺炎球菌）

○作業運営費（粗大ごみ収集運搬委託・粗大ごみ処理手数料）
○公衆浴場助成事業費
○【態容補正】農業振興経費
○私立幼稚園施設型給付費
○再任用職員住居手当支給開始に伴う標準給及び再任用（短時間）職員給与の見直し
○公共施設ＬＥＤ灯切替事業に伴う電力消費量の反映
○投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

３．その他　　２項目

○特別交付金の算定ルールの一部見直し

＜財源を踏まえた対応＞
○公共施設改築工事費の臨時的算定

Ⅱ　令和７年度再調整の整理一覧

再調整について　　６項目

○共同生活援助等事業費
○第一子無償化への対応
○予防接種費（新型コロナウイルス）
○標準給単価等の見直し
○首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費
○義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外